

貸借対照表  
(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	619,098	流動負債	174,499
現金・預金	447,654	未払金	126,613
前払費用	5,323	未払手数料	78,688
未収入金	9,246	その他未払金	47,925
未収委託者報酬	156,873	未払費用	7,835
固定資産	17,341	未払法人税等	3,797
有形固定資産	12,811	未払消費税等	7,762
建物	12,341	預り金	28,490
器具備品	470	固定負債	15,435
無形固定資産	4,530	資産除去債務	12,037
ソフトウェア	4,530	繰延税金負債	3,397
		負債合計	189,934
		(純資産の部)	
		株主資本	446,505
		資本金	450,000
		資本剰余金	450,000
		資本準備金	450,000
		利益剰余金	△453,494
		その他利益剰余金	△453,494
		繰越利益剰余金	△453,494
		純資産合計	446,505
資産合計	636,440	負債・純資産合計	636,440

損益計算書

(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科目	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬	743,495	
営業収益計		743,495
営業費用		
支払手数料	345,418	
支払投資顧問料	57,797	
広告宣伝費	6,633	
調査費	15,249	
委託計算費	18,755	
営業雑経費	39,789	
通信費	2,743	
印刷費	35,903	
協会費	1,142	
営業費用計		483,644
一般管理費		
給料	218,238	
役員報酬	55,121	
給料・手当	131,071	
賞与	32,046	
法定福利費	25,255	
交際費	617	
旅費交通費	15,197	
租税公課	5,937	
不動産賃借料	16,077	
賃借料	4,129	
固定資産減価償却費	1,085	
資産除去債務利息費用	96	
支払報酬料	7,376	
消耗品費	725	
外注費	3,996	
保守修理費	1,266	
会議費	456	
保険料	560	
送金手数料	886	
一般管理費計		301,905
営業損失		42,054
営業外収益		
受取利息	1	
雑収入	135	
営業外収益計		136
經常損失		41,917
税引前当期純損失		41,917
法人税、住民税及び事業税		△9,053
法人税等調整額		△120
当期純損失		32,742

**株主資本等変動計算書**  
(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	450,000	450,000	450,000	△420,751	△420,751	479,248	479,248
当期変動額							
当期純損失				△32,742	△32,742	△32,742	△32,742
当期変動額合計	-	-	-	△32,742	△32,742	△32,742	△32,742
当期末残高	450,000	450,000	450,000	△453,494	△453,494	446,505	446,505

(注) 計算関係書類に係る事項の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

**重要な会計方針に係る事項に関する注記**

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

2. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

**表示方法の変更に関する注記**

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この変更に伴う前事業年度の貸借対照表における影響はありません。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

#### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,642 千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	
預金	78,911 千円
未収入金	9,246
短期金銭債務	
未払手数料	47,224
その他未払金	37,036

#### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
支払手数料	161,833 千円
給料	218,238
法定福利費	24,895
不動産賃借料	16,077
賃借料	2,988
受取利息	1
法人税、住民税及び事業税	△9,246

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受領する金額であります。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000 株	-	-	18,000 株

#### 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	447,654	447,654	-
(2) 未収入金	9,246	9,246	-
(3) 未収委託者報酬	156,873	156,873	-
資産計	613,774	613,774	-
(1) 未払手数料	78,688	78,688	-
(2) その他未払金	47,925	47,925	-
負債計	126,613	126,613	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、並びに(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、並びに(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	447,654	-
(2) 未収入金	9,246	-
(3) 未収委託者報酬	156,873	-
合計	613,774	-

**税効果会計に関する注記**

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(単位：千円)

未払費用	2,399
未払賞与	11,251
資産除去債務	3,685
未払事業税	1,074
未払事業所税	30
税務上の繰越欠損金(注2)	33,404
繰延資産償却超過額	25
繰延税金資産小計	51,870
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△33,404
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△18,466

評価性引当額	△51,870
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,397
繰延税金負債合計	△3,397
繰延税金資産(負債)の純額	△3,397

(注) 1. 評価性引当額が前事業年度より 8,946 千円減少しております。この減少の内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	-	238	12,457	20,707	33,404
評価性引当額	-	-	-	△238	△12,457	△20,707	△33,404
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(\*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の出向者の受入 事務代行	税額のうち連結納税親会社からの受入	9,246	未収入金	9,246
							出向者負担金	243,134	その他未払金	37,036
							代行手数料	161,833	未払手数料	47,224

#### (イ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	137,900	未払手数料	10,470

(注) 1. 上記 (ア) ~ (イ) の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

### (1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行 (東京証券取引所に上場)

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 24,805.88 円

1 株当たり当期純損失金額 1,819.04 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純損失	32,742 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	32,742 千円
普通株式の期中平均株式数	18,000 株

## その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 360 箇月と見積り、割引率は 0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

### (3) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	11,941
時の経過による調整額	96
期末残高	12,037

(未適用の会計基準等に関する注記)

「収益認識に係る会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日)

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

- (2) 適用予定日  
2022年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響  
影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。